

毎週火、金曜日発行(但休日に当たるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 繭調整あつ幹要綱
なたね生産改善施設設置事業補助金交付要綱
結核予防法の規定による医療機関の指定
新たに行なう土地改良事業の認可
- ◇公安告示 昭和三十七年第一次二等陸士、二等海士、二等空士の募集期間の決定
豚コレラの予防注射の実施
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇公告 昭和三十六年度鳥取県林業改良指導員資格試験合格者発表
- ◇公告 昭和三十七年度県立経営伝習農場の生徒募集
- ◇雑報 昭和三十七年度測量士及び測量士補試験の実施

告示

鳥取県告示第三百三十一号

鳥取県繭需給調整あつ幹要綱(昭和三十二年鳥取県告示第三百三十一号)の全部を次のように改正する。

昭和三十七年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県繭調整あつ幹要綱

(目的)

第一条 この要綱は、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一項第十一号の規定に基づく団体協約(以下「団体協約」という。)による繭の販売を奨励し、養蚕経営の安定と繭生産の増強を図ることを目的とする。

(繭の調整あつ幹の実施)

第二条 県は、この要綱により、団体協約の締結後、繭を買い受けようとする者(以下「繭需要者」という。)の繭の需要量を調整あつ幹する。

(調整あつ幹の前提条件)

第三条 この要綱に定める繭の調整あつ幹は、次の各号

に掲げる前提条件のもとに実施する。

一 農業協同組合又はその連合会(以下「養蚕団体」という。)は、団体協約の相手方となる繭需要者の具備しなければならぬ資格要件を明確にし、その構成員及び繭需要者に周知すること。

二 繭需要者の要請があること。

三 養蚕団体及び繭需要者の団体が自主的に繭の調整あつ旋についての実務を処理する機関(以下「繭調整協議会」という。)を組織すること。

四 この要綱により、調整あつ旋する繭(以下「調整繭」という。)の受渡は、当事者間の契約に基づいて実施し、団体協約の妨害行為をしないことをその契約条件とすること。

(調整繭のあつ旋要領)

第四条 調整繭のあつ旋は、次の各号に掲げる要領により実施する。

一 団体協約を締結した繭需要者は、その団体協約により買入れた繭のうちから、蚕糸業法施行令(昭

和二十年勅令第七百二十二号)第三条ノ五の規定による検定供用繭の抽出後調整繭を生繭で養蚕団体に売り戻す。

二 養蚕団体は、前号の調整繭を、生繭又は乾繭で、団体協約を締結しない繭需要者に、その所属する団体を通じて売り渡す。

三 団体協約を締結した繭需要者が第一号の規定により、養蚕団体に売り戻す調整繭の合計数量は、第四号に定める繭需要者別調整繭数量の合計数量とし、繭需要者別売り戻し数量は、その合計数量に、それぞれの前年度の買入実数量の比率を乗じて算出する数量とする。ただし、買入実数量の比率によれない事情のある場合は、当該関係者間で協定する。

四 第二号の規定により養蚕団体が売り渡す繭需要者別調整繭数量は、第五号の規定により定められる基準数量に増減産率(団体協約を締結した繭需要者の基準数量の決定年度の買入実数量の合計数量と、前年度の買入実数量の合計数量との比率を増減産率と

いう。以下同じ。)を乗じて算出した数量とする。

五 前号の基準数量は、繭調整協議会の協議により、設定又は修正する。

六 調整繭の価格は、団体協約により決定した価格に、繭買入れに要する副費(以下「原料副費」という。)を加算した額とする。

七 調整繭の受渡場所は、団体協約を締結した繭需要者の工場又は乾繭場とする。

(調整繭の受渡条件)

第五条 前条の調整繭のあつ旋は、繭調整協議会が毎年春蚕繭出荷前又は毎蚕期繭出荷前に協議決定した次の各号に掲げる受渡条件に基づいて実施する。

一 基準数量の設定又は修正

二 増減産率

三 調整繭の原料副費

四 調整繭の受渡荷口

五 調整繭の蚕期別受渡割合

六 調整繭の生繭渡又は乾繭渡の別

七 調整繭の乾燥場所の選定

八 その他調整繭の受渡に必要な事項

(資料の提供等)

第六条 県は、繭調整協議会に対し、資料を提供し、指導し又は助言する。

附 則

この要綱は、昭和三十七年三月二日から施行する。

鳥取県告示第百三十二号

なたね生産改善施設設置事業補助金交付要綱を次ように定める。

昭和三十七年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

なたね生産改善施設設置事業補助金交付要綱 (趣旨)

第一条 知事は、なたね生産改善施設設置事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で、市町村に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補

業の遂行が困難となるに至つた経過及びその理由

三 今後とるべき措置に関する意見

(実績報告)

第七条 規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第三号のとおりとする。

(書類の経由)

第八条 この要綱に基づいて知事に提出する書類は、正副三通作成し、所轄地方農林振興局長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十六年度分の補助金から適用する。

事業	経費	補助率	軽微な変更	事業の内容の変更
なたね生産改善施設設置事業	市町村が、なたね生産改善施設を設置するのに要する経費	なたね生産改善施設の設置に要する経費の二分の一以内	経費の欄に掲げる経費のうち、施設費及び機械器具費の相互間におけるその一の経費の二〇％に相当する額をこえる流用	次に掲げる変更以外の変更 一 事業実施場所の変更 二 購入する機械の種類又は数量の変更 三 施設の設置面積又は設置場所の変更

様式第一号

昭和 年度なたね生産改善施設設置事業計画書

- 一 事業の目的
- 二 事業の内容

助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において「補助事業」とは、前条に規定するなたね生産改善施設設置事業で、補助金の交付の対象となる事業をいう。

(補助率)

第三条 補助事業及び補助率は、別表のとおりとする。

(添付書類)

第四条 規則第五条の規定による事業計画書及び収支予算書は、それぞれ様式第一号及び第二号のとおりとする。

(申請事項等の変更)

第五条 市町村が規則第十一条第一項の規定により、事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項を変更し、又は当該事業等を中止し若しくは廃止しようとする場合には、次の事項を記載した承認申請書を提出しなければならない。

ればならない。

- 一 申請事項を変更する場合
 - イ 変更の内容
 - ロ 変更の理由
- 二 事業の中止又は廃止の場合
 - イ 事業を中止し、又は廃止しなければならない理由
 - ロ 事業を中止し、又は廃止しなければならない理由

二 規則第十一条第一項に規定する軽微な変更は、別表に掲げる変更とする。

(事業遂行の困難等の報告)

第六条 規則第十七条第二項の規定による事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となつた場合に知事にする報告は、次の事項を詳細に記載した報告書でなければならない。

- 一 事業の遂行状況
- 二 事業が予定の期間内に完了するに至らず、又は事

00774

(第3種郵便物可認)

00773

(第3種郵便物可認)

計	なたね生産改善施設費 機械器具購入費 通風乾燥施設費	円	円	支出科目 (款) (項) (目)
---	----------------------------------	---	---	---------------------------

四 事業完了予定年月日 (又は完了年月日)

様式第二号

昭和年 度なたね生産改善施設設置事業予算書

区	分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	円	前年度予算額 (又は本年度予算額)	円	比較増減 (△は増、○は減)	円	備考
県補助金								
市(町村)費								
合計								

二 支出の部

区	分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減 (△は増、○は減)	備考
---	---	----------------------	----------------------	-------------------	----

- (一) 事業実施の方法
- (市町村の調査指導計画 (又は実績))
- (二) 実施場所、規模

設置地区名	設置場所	設置市町村の概況	事業実施 農家数 戸	事業実施 総面積 ha	総事業 費 円	同上中 補助額 円	備考
-------	------	----------	------------------	-------------------	---------------	-----------------	----

(三) 機械、施設の導入計画 (又は実績)

種類	型式又は構造	数量	単価 円	金額 円	保管場所 (又は設置場所)	備考
		合又は坪				

(注) 種類の欄は、動力耕耘施肥播種機、脱粒選別機、乾燥施設 (建物、通風乾燥機及び導風路等の種類別) 等を記載のこと。

三 経費の配分

区	分	補助事業に要する経費	補助金額	備考
---	---	------------	------	----

なたね生産改善施設費	円
機械器具購入費	円
動力耕耘施肥播種機	円
脱粒選別機	円
通風乾燥施設費	円
合計	円

様式第三号

文書番号

昭和 年 月 日

市町村長 氏

名 ⑩

鳥取県知事

殿

昭和 年度なたね生産改善施設設置事業実績報告書

昭和 年 月 日付 第 号による交付決定通知に基づき、次のとおり標記事業を実施したので、鳥取県補助金等交付規則第十八条の規定により報告する。

記

添付書類 一 事業実績書

二 収支精算書

(注) この様式は、それぞれ様式第一号及び第二号に準ずるものとする。

鳥取県告示第百三十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十七年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 管轄保健所

昭和三十六年 福永医院 気高郡青谷町大字 浜村保健所
十二月三十日 青谷四三〇六

〃 三十七年 細田医院 米子市角盤町三丁 米子〃
二月 十三日 目二七

鳥取県告示第百三十四号

昭和三十七年二月十日付で水尻土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業(畑地かんがい)については、審査の結果その計画を適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十七年三月二日から二十日間とする。

二 縦覧場所

気高郡気高町大字奥沢見 水尻土地改良区事務所

鳥取県告示第百三十五号

昭和三十七年度第一次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間は、昭和三十七年三月一日から同年五月三十一日までと定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十八条の規定に基づき告示する。

昭和三十七年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防

法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十七年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後五十日前及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 昭和三十七年三月七日から四月六日までの期間各豚舎巡回注射
- 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七号

銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十三年法律第六号)第十二条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十七年三月二日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 関係者の住所及び氏名
東伯郡大栄町大字妻波一二一九

山下 稔

二 聴聞の期日

昭和三十七年三月十四日 午前十時より

三 聴聞の場所

東伯郡東伯町八橋 八橋警察署会議室

公 告

昭和三十六年度鳥取県林業改良指導員資格試験合格者は、次のとおりである。

昭和三十七年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
一 萩原 弘	二 谷口 信吉		
三 絹谷 仁	四 原田 公夫		

昭和三十七年度鳥取県立経営伝習農場生徒を次の要領により募集する。

昭和三十七年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年度鳥取県立経営伝習農場

生徒募集要領

一 募集の方針

県下農村の青少年で身体が強く、考え方もしつかりしておつて、修了後は自ら進んで農業をやり、青少年クラブの中心にもなつて働きその上新しい農村を作る

考えもあつて、まじめに生活をしてゆこうと心から思つている青少年を募集する。

二 募集人員

本科生 二〇名 研究生 若干名

三 修業年限

本科生、研究生とも一年

四 資 格

本科生―新制中学校卒業(昭和三十三年三月卒業見込の者も含む) 研究生―本科卒業者又は高等学校卒業(昭和三十七年三月卒業見込の者も含む) その他場長に

おいて適当と思われる年令十八才以上二十五才以下の者

五 費 用

- (1) 主食費は、本人負担とする。
- (2) クラブ費、図書費、P・T・A会費計三〇〇円
- (3) 被服、寝具、参考書、文房具、小使等は本人負担とする。

- (4) 副食費、その他は農場負担とする。
 - (5) 授業料、舎費は不用
- 六 応募の手続
- 出身学校長又は市町村長の推薦書に本人の願書、履歴書、戸籍抄本、身体検査書、成績証明書、農業経営概況調査書、写真(名刺判二枚)をそえて直接当場へ送ること。

願書、履歴書、推薦書の用紙は、経営伝習農場、県農政企画課、地方農林振興局振興課又は各農業改良普及所にある。

七 試験の方法

- (1) 願書締切期日 三月十九日
- (2) 試験期日 三月二十三日

(3) 試験場所

鳥取、米子職業安定所、本場の三カ所で行なう。受験場所は、各自希望の場所を選んで願書にそのことを記入する。

(4) 試験科目

国語、社会、数学、農業を本科生

- (5) 合格者発表 昭和三十七年三月二十五日午前十時(合格者には本人あて通知する。)

八 連絡先

わからないこと、くわしいことは左記に問い合わせのこと。なお、農場の実際については、米場されればいつでも御案内する。

- (1) 鳥取県立経営伝習農場
- (2) 各農業改良普及所、県農政企画課、地方農林振興局振興課

雑 報

国が行なう測量法に基づく昭和三十七年度測量士及び測量士補試験については、次のとおり実施されます。

昭和三十七年三月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一 受験資格

年令、性別、学歴、経験等を問わない。

第二 試験の科目及び方法

一 試験科目

1 測量士試験

- (イ) 次の(イ)から(ハ)までに掲げる科目について実施する。
- (ロ) 三角測量(網又は鎖の平均計算を伴う程度の測量とする。)
- (ハ) 多角測量(三角点間を連絡する程度の測量とする。)
- (ニ) 及び水準測量
- (ホ) 地形測量(トランシットを用いる図根測量並びに平板、コンパス等を用いる平面測量及び高底測量とし、スタジア法によるものを含むものとする。)
- (ヘ) 写真測量(図解法及び機械法による測量とし、測量用写真の撮影を含むものとする。)
- (ヘ) 地図編集(地図の投影を含むものとする。)

(カ) 応用測量

2 測量士補試験

- (イ) 次の(イ)から(ハ)までに掲げる科目について実施する。
- (ロ) 三角測量作業(三十秒読み程度のトランシットを用いる視測及びこれに伴う計算の作業とする。)
- (ハ) 多角測量作業(一分読み程度のトランシットを用いる視測及びこれに伴う計算の作業とする。)
- (ニ) 及び水準測量作業(感度四十秒程度の水準儀を用いる視測及びこれに伴う計算の作業とする。)
- (ホ) 地形測量作業(平板、コンパス、トランシット等を用いる図根測量作業及び地形地物の測定作業とする。)
- (ヘ) 写真測量作業(図解法及び機械法による作業とする。)
- (ヘ) 地図編集(地図の投影を含む作業とする。)
- (ヘ) 応用測量作業

二 試験方法

各試験はいずれも筆記試験とする。

第三 願書受付期間

昭和三十七年三月一日から三月二十五日まで
郵送の場合も「エ」三月二十五日までに着信したものに
限る。

第四 試験日時及び合格者発表

一 試験日時

1 測量士試験 昭和三十七年五月二十六日(土)

午後一時三十分から

2 測量士補試験 昭和三十七年五月二十七日(日)

午後一時三十分から

二 合格者発表

官報で公告するほか合格者に通知する。

第五 試験地

札幌、旭川、帯広、釧路、青森、盛岡、仙台、秋田、
前橋、東京、新潟、富山、長野、静岡、名古屋、大阪、
松江、広島、山口、高松、松山、福岡、熊本、大分、

鹿兒島

第六 試験手数料

一 測量士試験 五百円

二 測量士補試験 三百円

右の試験手数料は、受験願書に相当金額の収入印紙
をはつて納めること。

第七 受験手続

一 提出書類

1 受験願書 一通

2 履歴書 一通

3 整理票、写真票、受験票 一通

写真は、最近六ヶ月以内に撮影した上半身、脱帽、
正面向縦六センチメートル×横四、五センチメート
ルのものをはること。

二 提出先

東京都目黒区上目黒七丁目一、〇〇〇番地建設省
国土地理院
郵送の場合は必ず書留郵便で封筒に「測量士試験」

又は「測量士補試験」と朱書すること。

第八 その他

一 同一人で測量士試験及び測量士補試験の両試験を
受けようとする場合は、それぞれの受験願書(添付
書類を含む。)を提出すること。

二 受験願書受付締切後は、受験地の変更を認めない。

三 試験手数料は試験を受けなかつた場合でも返還し
ない。

四 提出書類の用紙は、

建設省国土地理院(東京都目黒区上目黒七丁目一、〇

〇〇番地)

北海道地方測量部(札幌市南一条西五丁目)

東 北地方測量部(仙台市元鍛冶町三〇)

関 東地方測量部(東京都千代田区永田町一の一)

中部近畿地方測量部(名古屋市中区榑木町一の五)

中 国地方測量部(広島市基町一)

四 国地方測量部(高松市六番町一の二)

九州地方測量部(福岡市長浜町三の二五)

各都道府県土木部

に備えてあるから最寄の所から交付を受けられたい。

郵便で請求する場合は、切手をはつたあて先明記の返
信用封筒を必ず同封のこと。ただし、各都道府県土木
部では、郵送の取扱いはしない。

五 試験地における試験場は、受験票送付のとき通知
する。